

双方向型学習支援アプリケーションの内容等

本資料に記載する事項は、世田谷区が期待する機能、性能及び運用支援等を示したものである。提案事業者は各項目について対応可否及び実現方法を明示すること。なお、同等以上の効果を有する代替手法がある場合は、その内容を提案することができる。

1. 双方向型アプリの内容

(1) 学習支援の基本的な考え方

- ① 児童・生徒が自分の考えを整理、統合し、文章、図表、画像、動画、音声、手書き等により表現した成果物を、他の児童・生徒又は教員と共有し、協働編集等を通じて学びを広げ、深めることができること。
- ② 教員が、児童・生徒の学びを進めるための課題、説明、指示、教材、参考資料等を配信し、児童・生徒の意見や成果物を必要に応じて共有させることで、対話的で深い学びを促進できること。
- ③ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するよう、個人で取り組む学習、グループで取り組む学習、学級全体で共有する学習等、複数の学習形態に対応できること。
- ④ 学校における授業での活用に加え、家庭学習、欠席又は長期欠席傾向の児童・生徒への学習支援、不登校児童・生徒への個別の連絡又は学習機会の提供等に活用できること。
- ⑤ 児童・生徒の学習状況、提出状況、学習履歴等を教員が把握し、授業改善、個別支援、評価、振り返り等に活用できること。

(2) 操作性及び利用しやすさ

- ① 児童・生徒及び教員にとって、詳細なマニュアル等を参照することなく、感覚的かつ容易に操作できるインターフェースであること。
- ② ICT活用経験の差によらず、容易に利用できること。
- ③ 小学校低学年から中学校までの発達段階に応じた操作性を有すること。
- ④ 教員が教材の作成、配信、回収、確認、評価及び返却を円滑に行うことができ、日常的な授業準備及び授業運営の負担軽減に資すること。
- ⑤ 特別な支援を要する児童・生徒を含め、多様な利用者が活用できるよう、表示、入力、読み上げ、拡大等のアクセシビリティに配慮されていること。

(3) データの入力、編集及び教材作成

- ① テキスト、数字、数式、図表、写真、画像、動画、音声等の多様なデータを入力、編集又は添付できること。
- ② キーボード、マウス、タッチ操作、ペン入力、手書き入力等、学習場面に応じた複数の入力方法に対応していること。

- ③ 作成又は編集したデータに対し、教員が追加編集、コメント、スタンプ、投票、評価、返却等を行うことができること。また、提出されたデータに対して、児童・生徒が相互にコメント又はスタンプを送信し、意見交換を行うことができること。
 - ④ 複数のデータを統合して一つの成果物として整理したり、統合されたデータを分割したりするなど、授業展開に応じた編集ができること。
 - ⑤ Microsoft 365、Apple純正アプリケーション、その他サードパーティ製アプリケーション等で作成したデータを添付、加工、共有又は再利用できること。
 - ⑥ アンケート、小テスト、振り返り、意見集約等を実施するための設問作成、配信、回答、集計、確認又は結果共有ができること。
 - ⑦ 教員が教材やテンプレートを作成、複製、再利用、共有でき、学校内又は学年内での活用の広がりが期待できること。
- (4) データの共有及び協働編集
- ① 同一の共有単位に参加する児童・生徒及び教員を、学級編成、少人数指導、教科担任制、特別支援教育等の指導体制に応じて柔軟に設定し、データの閲覧、共有、リアルタイム協働編集及び保存ができること。
 - ② 保存されたデータを閲覧又は編集する際、権限が付与されていない者が児童・生徒の氏名、成果物、学習履歴等の個人情報をも無断で閲覧、加工又は取得できないよう設定できること。
 - ③ 特定のデータを一斉に共有又は非共有にしたり、任意のデータを並べて表示したり、並び順の変更、拡大・縮小表示等ができること。
 - ④ 児童・生徒が互いの考えを比較、分類、統合、再構成でき、協働的な学習活動を支援する表示又は編集機能を有すること。
 - ⑤ 作成、提出、共有されたデータをクラウド上に保存し、授業後の確認、振り返り、評価、次時の学習及び家庭学習につなげられること。
- (5) コミュニケーション及びフィードバック
- ① 児童・生徒及び教員が、コメント、チャット、添付データ、リアクション等により、学習活動に必要なやり取りを行うことができること。
 - ② 教員が、児童・生徒間のコミュニケーションの相手、内容、時間等を必要に応じて閲覧、制限又は管理できること。
 - ③ 教員が、児童・生徒の成果物又は回答に対して、個別又は一斉にコメント、添削、評価、再提出指示等のフィードバックを行うことができること。
 - ④ 児童・生徒が安心して意見を共有できるよう、授業目的に応じた適切な管理機能及び安全性が確保されていること。
- (6) 教員による学習状況の把握及び評価支援
- ① 同じ共有単位に参加している児童・生徒の活動状況、提出状況、閲覧

状況、回答状況等を教員が確認できること。ただし、児童・生徒端末の画面をリアルタイムで確認できる機能は必須としない。

- ② 児童・生徒の注目を集めさせる、作業を一時的に止める、特定の資料を提示する等、授業進行を支援する機能を有すること。
- ③ 児童・生徒が編集又は提出したデータを蓄積し、添削、コメント、評価、返却、再提出依頼等を行うことができること。
- ④ 教員が学習履歴や利用状況を確認し、個別支援、学級全体の傾向把握、授業改善、評価資料の作成等に活用できること。
- ⑤ 教育委員会又は学校が、利用状況、活用状況、ログイン状況等を必要に応じて確認し、事業効果の検証又は活用促進に活用できること。

(7) データ連携及び教育ダッシュボードへの対応

- ① 教育ダッシュボードその他のシステムにおいて活用するため、児童・生徒の学習状況、提出状況、回答状況、活動履歴、学習履歴、利用状況等のデータを、外部システムへ連携又は出力できること。
- ② 連携又は出力できるデータの項目、更新頻度、取得方法及び制限事項を明示すること。
- ③ 外部システムとの継続的かつ自動的なデータ連携に利用できるAPIを提供していることが望ましい。APIによる連携に対応していない場合は、CSVその他の汎用的な形式による一括出力など、教育ダッシュボード等へデータを連携するための代替方法を明示すること。

(8) 対応している端末機及び動作環境

- ① 以下の動作環境（最新版）において動作を保証すること。

項 目	内 容
OS	Windows 11 以上、iPadOS 26 以上
ブラウザ	Google Chrome、Microsoft Edge、Safari

- ② OS、ブラウザ、端末仕様、ネットワーク環境、同時接続、保存容量等に関する動作条件及び制限事項を明示すること。
- ③ OS又はブラウザの更新、端末更新、ネットワーク環境の変更等が生じた場合においても、継続利用に向けた情報提供及び必要な対応が行えること。
- ④ Microsoft 365アカウントとのSSO（シングルサインオン）に対応し、追加費用なしで実施できること。

(9) アカウントの内容、登録、変更、配布及び利用状況の把握

- ① 学校又は教育委員会が管理画面等から、ID、パスワード、氏名、学年、学級、出席番号等のアカウント情報を一括登録できること。また、年度途中の転入等に伴う追加登録ができること。
- ② 個人ごとのパスワードについて、ランダム設定又は任意設定が可能であり、他者が容易に類推できないものを設定できること。
- ③ 作成したID及びパスワードを一覧表等として電子データで保存し、学

校が管理できること。

- ④ 児童・生徒及び教員等の利用者に対し、ID及びパスワードを通知するための帳票作成又は通知方法の提供ができること。
- ⑤ 各年度当初における学級編成に応じた学年更新、クラス替え、卒業、転出入等の処理を学校又は教育委員会が円滑に行えること。
- ⑥ 学校が児童・生徒のログイン状況及び利用状況を把握できること。また、教育委員会が必要に応じて学校別、学年別等の利用状況を把握できること。
- ⑦ アカウント管理に係る教員及び学校の負担を軽減するため、名簿連携、権限設定、年度更新、利用停止等の運用方法が具体的に示されていること。

2. 円滑な利用を支援するための方策及び体制

(1) 区立小・中学校に対する利用支援

- ① 全教員に対し、双方向型アプリの基本性能、操作方法、授業での活用方法、管理機能等を記載したマニュアル、動画、FAQ等の資料を提供すること。
- ② 区立小・中学校各校において、授業等で円滑に活用できるよう、操作方法、設定、トラブル、活用方法等に関する問い合わせに対応すること。
- ③ 導入時及び導入後において、基本操作、授業活用、管理機能、活用事例等に関する研修を実施できること。研修の形式は、オンライン、集合、オンデマンド等、学校の実情に応じた方法を提案すること。
- ④ 平常時及び緊急時の連絡体制、問い合わせ受付時間、回答までの流れ、障害発生時の対応手順、エスカレーション方法を明示すること。
- ⑤ 活用状況を踏まえ、学校現場に対して継続的な活用提案、改善提案、事例提供又は情報提供を行えること。
- ⑥ 教員の異動、年度更新、新規採用、端末更新等が生じた場合にも、継続的な利用ができるよう支援できること。
- ⑦ 新機能追加、仕様変更又はアップデート時に、変更内容及び影響範囲について分かりやすく情報提供できること。

(2) 児童・生徒に対する利用支援

- ① 児童・生徒が基本的な操作を理解できるよう、画面表示、操作手順、留意事項等を分かりやすく示した資料を提供すること。
- ② 小学校低学年を含む児童・生徒が利用することを想定し、ヘルプ機能の提供に加え、必要に応じて簡易版マニュアル、説明動画、視覚的に分かりやすい資料等を提供できること。
- ③ 家庭学習での利用を想定し、保護者に周知する際に活用できる説明資料又は留意事項を提供できること。

3. 個人情報の保護管理及び情報セキュリティ

以下の措置が講じられていること。

- (1) 個人情報に関する内部規程が整備され、従業員教育、監督、点検等を含む個人情報保護管理体制が確立していること。
- (2) 個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体を取り扱う場合は、適切な保管、持出制限、アクセス制限、廃棄手続等が定められていること。
- (3) 権限のない者によるアクセス、データの改ざん、漏えい、滅失又は毀損を防止するため、必要な認証、アクセス制御、ログ管理等のセキュリティ設定が行われていること。
- (4) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度認証等、個人情報及び情報セキュリティに関する管理体制を確認できる証憑を提出できること。
- (5) 通信されるデータが暗号化されていること。また、保存データについても必要な保護措置が講じられていること。
- (6) クラウドサービスを利用する場合は、データの保存場所、管理体制、バックアップ、障害対策、監視体制、サービス停止時の対応等を明示すること。
- (7) 脆弱性、セキュリティパッチ、障害、情報漏えい等に対し、迅速に検知、連絡、対応、復旧できる体制を有すること。
- (8) 本事業において取り扱うデータは、本事業の目的以外に使用しないこと。契約終了時、卒業、転出等に伴うデータの取扱い、保存期間、削除方法等を明示すること。
- (9) データセンター又はクラウド基盤について、入退室管理、外部記録媒体の管理、監視、バックアップ、予備装置等、可用性、完全性、機密性を維持するための措置が講じられていること。
- (10) 児童・生徒、保護者、教員の個人情報及び学習データについて、第三者提供、外部委託、国外移転、二次利用等の有無及び内容を明示すること。
- (11) 生成AIその他の新たな技術を利用する機能がある場合は、利用対象、利用場面、入力データの取扱い、学習利用の有無、安全性への配慮等を明示すること。
- (12) 法令、条例、区の情報セキュリティ方針及び学校における個人情報保護の趣旨を踏まえ、教育現場で安全に利用できる運用が可能であること。